

3-4

被害軽減のための捕獲



3-4-1 鳥類の捕獲の考え方

狩猟と有害鳥獣捕獲により、全国で年間にカラス類22.1万羽、カモ類17.1万羽、ヒヨドリ9.2万羽、ハト類9.0万羽、スズメ類2.1万羽、ムクドリ1.6万羽などが捕獲されている（2019年度環境省統計）。しかし、捕獲することで鳥の個体数を減少させることは困難であり、可能であってもコストに見合わない。鳥は獣に比べると移動能力や繁殖力が高いため、多少捕獲しても他の場所からの移入や繁殖により、その地域の食物の量に応じた個体数にすぐ回復してしまうためである。

カラスでは、小屋型のカラス捕獲わなが多く用いられるが、捕獲される個体は多くが1歳未満である。カラスは、年間に繁殖参加個体数と同数程度のヒナを巣立たせ、巣立ち後の若鳥はなわばりを持たない非繁殖個体として群れ生活を送るうちに、多くは途中で死亡すると考えられる。日本の平野部におけるハシブトガラスとハシボソガラスを合わせた巣立ちヒナ数は年間約90万羽という試算があり、年間約22万羽という捕獲数はこの値を大きく下回る。したがって、現在の捕獲は余剰の若鳥の一部を除去しているに過ぎず、自然界で淘汰されるはずの若鳥を人がコストをかけて捕獲していることになる。

ヒヨドリ、ムクドリ、ハト類、スズメ等は1年に複数回の繁殖をするため、捕獲による個体数の管理はさらに困難であるし、冬鳥のカモ類は餌量や寒波に応じて年により渡来数が異なり、またひと冬の中でも広域に滞在場所を変えるため、ある地域の個体数を捕獲によって管理することは困難である。

鳥類の捕獲数は、狩猟者登録数の減少につれ、ほとんどの種で近年は大きく減っている。カラス類は1990年代の中頃には年間45万羽前後が捕獲されていたが、2019年度までに、ほぼ半減している。カラス類の生息個体数の変化に関するデータは無いが、農作物被害面積・量・金額は、この期間に一貫して減少傾向をたどっており、捕獲数の減少が被害の増加にはつながっていない。

これらを踏まえると、狩猟や駆除の意義は、鳥の個体数の調整ではなく、鳥と人との緊張関係の維持や高めることにあり、その結果追い払い器具を含めた防鳥機器の効果も高めることができる。守りたい圃場付近で少数でも銃器によって駆除することで、鳥にその場所や人間が本当に危険であることを学習させることができる。

鳥の捕獲は、被害のない時期や被害圃場から遠い場所で実施しても意味がなく、守りたい圃場付近で、被害の起こる直前から要防除期間にかけて、銃器によって実施するのがよい。カラスにおいては、銃器を持つ駆除隊とモデルガンを持つパトロール隊で共通の橙色ジャンパーを着用するなど、駆除と見回りを組み合わせた攻撃的な追い払いを行って成功している事例もある（コラム「効果的な追い払い」）。小屋型のカラス捕獲わなを使う場合には、被害発生時期に、加害個体を捕獲することを目的とする。なお、人獣共通感染症や動物福祉の観点から衛生管理も適切に行う必要がある。

農研機構 研究成果情報「平地農村地域のカラス類は繁殖個体と同数程度の巣立ちヒナを生産」

<https://www.naro.go.jp/project/results/laboratory/narc/2006/common06-39.html>



3-4-2 捕獲に関する法律・制度

鳥獣保護管理法では、鳥獣及び鳥類の卵については、原則としてその捕獲等(捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。)又は採取等(採取又は損傷をいう。以下同じ。)が禁止されている。捕獲には、狩猟による捕獲と許可捕獲がある。被害が発生しているからといって、野生の鳥類を自由に捕獲することはできない。

表3-2 野生鳥獣の捕獲許可の基準(鳥類)

分類	狩猟 (登録狩猟)	狩猟(登録狩猟)以外		
		許可捕獲		
		学術研究、鳥獣の保護、その他	鳥獣の管理(被害防止)	鳥獣の管理(個体数調整)
目的		学術研究、鳥獣の保護、その他	農林水産業等の被害防止	生息数または生息範囲の抑制
対象鳥獣	狩猟鳥獣(46種) ※卵、ひなを除く	鳥獣及び卵		第二種特定鳥獣
捕獲方法	法定猟法	法定猟法以外も可 (危険猟法等については制限あり)		
実施時期	狩猟期間	許可された期間 (通年可能)		
実施区域	鳥獣保護区や休猟区等の狩猟禁止の区域以外	許可された区域		
実施主体	狩猟者	許可申請者	市町村等	都道府県等
捕獲実施者		許可された者		
必要な手続き	狩猟免許の取得 狩猟者登録	許可の取得		

環境省資料より

▶ 1. 狩猟

鳥獣保護管理法において、狩猟は、「法定猟法により、狩猟鳥獣の捕獲等をする」ことと定義されており、狩猟鳥獣以外の鳥獣の狩猟は禁止されている。狩猟を行うためには、狩猟免許を取得した上で、狩猟をしようとする都道府県に狩猟者登録し、狩猟ができる区域・期間・猟法など、法令で定められた制限を遵守する必要がある。なお、銃猟をする場合は、狩猟免許の他に銃砲刀剣類所持等取締法に基づく猟銃の所持許可も得る必要がある。

■ 狩猟免許

狩猟免許を受けるには、法定猟法の種類に応じた次の4種類の区分に応じて、都道府県知事が実施する狩猟免許試験に合格する必要がある。

表3-3 狩猟免許の種類

狩猟免許の種類	使用できる猟具
網猟免許	網(むそう網、はり網、つき網、なげ網)
わな猟免許	わな(くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな) ※囲いわなにあつては、農業者又は林業者が事業に対する被害を防止する目的で設置するものを除く。
第一種銃猟免許	装薬銃
第二種銃猟免許	空気銃(コルクを発射するものを除く)

環境省資料より

■狩猟者登録

狩猟免許を取得した者が狩猟を行おうとする場合は、あらかじめ狩猟をしようとする都道府県に登録し、所定の狩猟税を納付する必要がある。

■狩猟鳥獣

狩猟鳥獣46種類のうち、鳥類は次の26種類が捕獲対象。

表3-4 狩猟鳥獣の種類(鳥類)

鳥類(26種類)
カワウ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ（コシジロヤマドリを除く。）、キジ、コジュケイ、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス

環境省資料より

※狩猟期間:10月1日～1月31日(北海道)／11月15日～2月15日(北海道以外)
対象狩猟鳥獣や都道府県によっては、猟期を延長又は短縮している場合があるため、登録都道府県にご確認ください。

▶ 2. 許可捕獲

学術研究上の必要性が認められる場合や生態系や農林水産業に対して、鳥獣による被害等が生じている場合などには、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けて、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を行うことが認められている。

■許可権限者

- 許可の権限者は、以下の通りとなっている。
- 環境大臣:国指定鳥獣保護区内、希少鳥獣の捕獲等の場合及びかすみ網を用いた捕獲の場合
 - 都道府県知事:大臣許可の対象となるもの以外の鳥獣の捕獲等の場合(※)
- (※)多くの都道府県では、地方自治法第252条の17の2の規定又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第6条の規定に基づき、その捕獲許可権限の一部を市町村長に委譲している。

■許可の基準

捕獲許可の基準については、上記の許可権限者が、捕獲の目的ごとに、鳥獣の種類・数量・期間・区域・方法等に関する要件を定めている。

都道府県の捕獲基準については、知事が策定する鳥獣保護管理事業計画の中に定められている。

■第二種特定鳥獣管理計画制度の活用

都道府県では、被害の軽減に向けた総合的な取組みを科学的、計画的に推進するために、「第2種特定鳥獣管理計画」(生息数が著しく増加し、又は生息地が拡大している鳥獣の管理に関する計画)の策定を行っている。対策を実施するためには、都道府県、市町村、地域住民、関係団体等が連携を図りながら推進することが重要である。

現状では大型哺乳類については多数の計画が策定されているが、鳥類についてはカワウの7計画のみであり(2024年2月末時点)、農作物に被害を及ぼす鳥類に対する計画は策定されていない。